

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第11回会議配布資料	15
------------------------------------	----

取りまとめに向けたたたき台
(諮問事項「一」関係)

第 1 - 1 訴訟に関する書類の電子化

1 電磁的方法による公判調書の作成等

- (1) 公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成するものとする。
- (2) 公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成するものとする。
- (3) 裁判所書記官は、裁判所の規則の定めるところにより、(1)又は(2)により作成した公判調書又は公判前整理手続調書を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとする。

2 電磁的記録をもって作成された訴訟に関する書類等の閲覧・謄写等

(1) 終結前の事件の訴訟に関する書類等の閲覧・謄写

ア 弁護人による裁判所における閲覧・謄写

(ア) 刑事訴訟法第40条第1項の訴訟に関する書類又は証拠物が電磁的記録をもって作成されたものであるとき又は電磁的記録が記録された記録媒体であるときは、同項の規定による閲覧又は謄写は、当該電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、若しくはその内容が再生されたものを視聴し、又は当該電磁的記録を複写し、若しくはこれが出力された書面を得ることによりするものとする。

(イ) (ア)による電磁的記録の複写については、裁判長の許可を受けなければならないものとする。

イ 弁護人による電気通信回線を通じた閲覧・謄写

弁護人は、刑事訴訟法第40条第1項の訴訟に関する書類又は証拠物について、裁判長の許可を受けたときは、同項の規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、電気通信回線を通じて、これを閲覧し、又は謄写することができるものとする。

ウ 被告人による公判調書の閲覧等

被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、その内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴することができるものとし、被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができるものとする。

(2) 終結後の事件の訴訟記録の閲覧

刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録が電磁的記録をもって作成さ

れたものであるときは、その閲覧は、当該電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴することによりするものとする。

3 申立て等及びその記録の電子化

(1) 電子情報処理組織による申立て等

ア 刑事訴訟法第256条第1項の規定による公訴の提起その他の申立て、請求その他の裁判所に対してする申述（以下「申立て等」という。）であって当該申立て等に関する規定により書面をもってするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができるものとする。

イ アの方法によりされた申立て等（以下「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面をもってするものとして規定した申立て等に関する規定に規定する書面をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する規定を適用するものとする。

ウ 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなすものとする。

エ 検察官又は弁護士である弁護人は、申立て等をするときは、アの方法により行わなければならないものとし、ただし、口頭であることができる申立て等について、口頭であるときは、この限りでないものとする。

オ エは、検察官又は弁護士である弁護人が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しないものとする。

(2) 書面による申立て等の電磁的方法による記録

申立て等が書面により行われたとき（(1)エに違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。

4 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令

和4年法律第48号)による改正後の民事訴訟法第1編第5章第4節第3款の規定を準用するものとする。

5 公判廷における電磁的記録の取調べ等

(1) 証人の尋問及び供述並びにその状況の録音・録画による記録

刑事訴訟法第157条の6第1項又は第2項に規定する方法により証人尋問を行う場合(同項第4号の規定による場合を除く。)において(注)、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を録音及び録画を同時に行う方法により調書の一部としてファイルに記録することができるものとする。

(注) 証人尋問を映像と音声の送受信により実施することができる場合を追加する場合には、そのうち上記と同様の記録をすることができるものとするべき場合を追加する。

(2) 証拠となる電磁的記録の取調べの方式等

ア 検察官、被告人又は弁護人の請求により、次の(ア)から(ウ)までに掲げる電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、その取調べを請求した者に当該(ア)から(ウ)までに定める措置をとらせなければならないものとし、ただし、裁判長は、自ら当該措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該措置をとらせることができるものとする。

(ア) 記録された言語の内容が証拠となる電磁的記録 これを朗読し、又は再生すること。

(イ) 記録された事物の影像の状態が証拠となる電磁的記録 これを表示し、又は再生すること。

(ウ) 記録された音の状態が証拠となる電磁的記録 これを再生すること。

イ 裁判所が職権でア(ア)から(ウ)までに掲げる電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自ら当該(ア)から(ウ)までに定める措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該措置をとらせなければならないものとする。

ウ 裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、調書に記録された証人の尋問及び供述並びにその状況の再生に代えて、その取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は

自らこれを告げることができるものとする。

エ 裁判所は、調書に記録された証人の尋問及び供述並びにその状況を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、刑事訴訟法第157条の5に規定する措置を採ることができるものとする。

(3) 書面に記載された事項等の電磁的方法による記録等

ア 証拠調べを終わった電磁的記録は、裁判所の規則の定めるところにより、遅滞なく裁判所に提出しなければならないものとする。

イ 裁判所書記官は、刑事訴訟法第310条の規定により提出された書面又は電磁的記録が記録された記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。

6 供述の内容を記録した電磁的記録等の作成及び取扱い

(1) 被疑者の供述を録取する調書の電磁的方法による作成

ア 刑事訴訟法第198条第3項の調書を電磁的記録をもって作成したときは、調書は、その内容を表示して被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記録しなければならないものとする。

イ 被疑者が、アの調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとることを求めることができるものとし、ただし、被疑者がこれを拒絶した場合は、この限りでないものとする。

(2) 供述を録取した電磁的記録の取扱い

供述を録取した電磁的記録で裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものは、刑事訴訟法第290条の3第1項、第299条の4第6項、第316条の14第1項第2号及び第3項第2号、第316条の15第1項第5号から第7号まで、第316条の18第2号、第321条第1項、第322条第1項並びに第350条の8の規定の適用については、供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるものとみなすものとする。

(3) 被告人以外の者の供述を記録・録取した電磁的記録等の証拠能力

刑事訴訟法第321条第1項第2号の「検察官の面前」について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするることができる方法による場合を含む旨を規定すること。

7 電磁的記録の送致

司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、刑事訴訟法に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類、証拠物及び証拠となる電磁的記録その他の関係する電磁的記録とともに事件を検察官に送致しなければならないものとする。

8 その他所要の規定の整備

【検討課題】

(1) 電磁的記録をもって作成された訴訟に関する書類等の複写の許可

2 (1) ア(イ)の電磁的記録の複写の許可について、いかなる場合に許可をし、又はしないものとするか。

(2) 電気通信回線を通じてする訴訟に関する書類等の閲覧・謄写の許可

2 (1) イの電気通信回線を通じてする訴訟に関する書類等の閲覧・謄写の許可について、いかなる場合に許可をし、又はしないものとするか。

(3) 電磁的方法による告訴・告発

刑事訴訟法第241条第1項の規定による告訴又は告発について、電磁的記録を提出する方法によってもすることができるものとするか。

(4) 申立て等及びその記録の電子化

3 (1) オのほか、同エを適用しないものとするべき場合はあるか。あった場合、それはどのような場合か。

(5) 証人の尋問及び供述並びにその状況の録音・録画による記録

証人尋問を映像と音声の送受信により実施することができる場合を追加する場合に、刑事訴訟法第157条の6第1項各号に規定する証人を尋問する場合及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる場合と同様に、その証人の尋問及び供述並びにその状況を調書の一部としてファイルに記録することができるものとするべき場合はあるか。

(6) その他

第 1 - 2 令状の電子的方法による発付・執行に関する規定の整備

1 召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状の電子的方法による発付・執行

- (1) 召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって発することができるものとする。
- (2) (1)により電磁的記録をもって発する召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長又は受命裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。
- (3) (1)により電磁的記録をもって発する勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず令状の電磁的記録を検察官及び検察事務官又は司法警察職員（刑事訴訟法第70条第2項の規定により刑事施設職員が執行することとなる場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機から消去し、及びこれを出力した書面があるときは破棄し、かつ、これらをした旨を記載した書面又は記録した電磁的記録を裁判長又は受命裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長又は受命裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。
- (4) ア (1)により電磁的記録をもって発せられた勾引状を執行するには、これに記録された(3)の事項及び(3)の記名押印に代わる措置により表示される裁判長又は受命裁判官の氏名を裁判所の規則で定める方法により表示したものを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならないものとする。
- イ (1)により電磁的記録をもって発せられた勾留状を執行するには、これに記録された(3)の事項及び(3)の記名押印に代わる措置により表示される裁判長又は受命裁判官の氏名を裁判所の規則で定める方

法により表示したものを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならないものとする。

ウ (1)により電磁的記録をもって発せられた勾引状又は勾留状について、ア又はイによる表示をすることができない場合において、急速を要するときは、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができるものとし、ただし、ア又はイにより表示したものは、できる限り速やかに示さなければならないものとする。

2 差押状等の電子的方法による発付・執行

- (1) 差押状、記録命令付差押状及び搜索状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって発することができるものとする。
- (2) (1)により電磁的記録をもって発する差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず令状の電磁的記録を検察官及び検察事務官又は司法警察職員（刑事訴訟法第108条第1項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあつては、裁判所書記官又は司法警察職員）の使用に係る電子計算機から消去し、及びこれを出力した書面があるときは破棄し、かつ、これらをした旨を記載した書面又は記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。
- (3) (1)により電磁的記録をもって発せられた差押状、記録命令付差押状又は搜索状は、これに記録された(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置により表示される裁判長の氏名を裁判所の規則で定める方法により表示したものを処分を受ける者に示さなければならないものとする。

3 刑事訴訟法第119条の証明書等の電子的方法による交付

- (1) 刑事訴訟法第119条の規定による証明書の交付は、これに代えて、証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することによりすることができるものとする。
- (2) 刑事訴訟法第120条の規定による目録の交付は、これに代えて、

目録に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することによりすることができるものとする。

4 刑事訴訟法第168条第2項の許可状の電子的方法による発付・執行

(1) 刑事訴訟法第168条第2項の許可状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって発することができるものとする。

(2) (1)により電磁的記録をもって発する刑事訴訟法第168条第2項の許可状には、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記録するものとする。

(3) (1)により刑事訴訟法第168条第2項の許可状が電磁的記録をもって発せられたときは、鑑定人は、これに記録された事項を裁判所の規則で定める方法により表示したものを同条第1項の処分を受ける者に示さなければならないものとする。

5 逮捕状の電子的方法による発付・執行

(1) 逮捕状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって発することができるものとする。

(2) (1)により電磁的記録をもって発する逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間並びにその期間経過後は逮捕をすることができず令状の電磁的記録を検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去し、及びこれを出力した書面があるときは破棄し、かつ、これらをした旨を記載した書面又は記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。

(3) ア (1)により電磁的記録をもって発せられた逮捕状により被疑者を逮捕するには、これに記録された(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置により表示される裁判官の氏名を裁判所の規則で定める方法により表示したものを被疑者に示さなければならないものとする。

イ 1(4)ウは、(1)により電磁的記録をもって発せられた逮捕状により被疑者を逮捕する場合についても同様とする。

6 検察官等がする差押え等に係る令状の電子的方法による発付・執行

(1) 刑事訴訟法第218条第1項の令状（注）は、裁判所の規則の定め

るところにより、電磁的記録をもって発することができるものとする
こと。

(注)「第1-3」2(1)の電磁的記録提供命令に係る令状を含む。

(2) (1)により電磁的記録をもって発する令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物、検査すべき身体及び身体の検査に関する条件又は提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法、有効期間並びにその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、搜索、検証又は電磁的記録提供命令に着手することができず令状の電磁的記録を検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去し、及びこれを出力した書面があるときは破棄し、かつ、これらをした旨を記載した書面又は記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする
こと。

(3) (1)により電磁的記録をもって発せられた令状についても、2(3)と同様とすること。

7 刑事訴訟法第225条第3項の許可状の電子的方法による発付・執行

(1) 刑事訴訟法第225条第3項の許可状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって発することができるものとする
こと。

(2) 4(2)及び(3)は、(1)により電磁的記録をもって発せられる許可状についても同様とすること。

8 収容状の電子的方法による発付・執行

(1) 収容状は、電磁的記録をもって発することができるものとする
こと。

(2) (1)により電磁的記録をもって発する収容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他収容に必要な事項を記録し、検察官又は司法警察員が、これに記名押印に代わる措置（当該検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする
こと。

9 その他所要の規定の整備

第 1 - 3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設

1 裁判所による電磁的記録提供命令

- (1) 裁判所は、必要があるときは、証拠となる電磁的記録と思料するもの（以下「証拠電磁的記録」という。）を保管する者その他証拠電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて、電気通信回線を通じて裁判所が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させ、又は記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、証拠電磁的記録を提供させることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、証拠電磁的記録を保管する者に対してのみ命じることができるものとする。
- (2) (1)の命令は、提供させるべき証拠電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法を明らかにしてするものとする。
- (3) 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に(1)の命令を請求することができるものとし、その請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有するものとする。

2 捜査機関による電磁的記録提供命令

- (1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、証拠電磁的記録を保管する者その他証拠電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて、電気通信回線を通じて検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させ、又は記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、証拠電磁的記録を提供させることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、証拠電磁的記録を保管する者に対してのみ命じることができるものとする。
- (2) (1)の令状には、被疑者又は被告人の氏名、罪名、提供させるべき証拠電磁的記録、提供させるべき者、提供の方法、有効期間及びその期間経過後は提供を命ずることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならないものとする。

(注)「第 1 - 2」の規律に従い電子的方法による発付・執行に関する規律を整備する。

- (3) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(1)の命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、(1)の者に対し、みだりに(1)の命令を受けたこと及び提供を命じられた証拠電磁的記録を提供したことを漏らさないよう命ずることができるものとする。
- (4) (3)の許可の請求は、(1)の令状の請求をする際にしなければならないものとする。
- (5) 裁判官は、(3)の許可をするときは、(1)の令状にその旨を記載するものとする。

3 命令拒絶事由

1 (1)又は2 (1)により、公務員若しくは公務員であった者が保管する証拠電磁的記録又は医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者若しくはこれらの職に在った者が業務上委託を受けたため保管する証拠電磁的記録の提供を命じるときについて、刑事訴訟法第103条から第105条までと同様の規律を設けるものとする。

4 移転をさせた電磁的記録の原状回復

- (1) 1 (1)の命令により移転させた証拠電磁的記録について、当該命令を受けた者に当該証拠電磁的記録を利用させないこととする理由がなくなつたときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該証拠電磁的記録の複写を許し、又は当該証拠電磁的記録が記録された記録媒体を交付しなければならないものとする。
- (2) (1)は、検察官、検察事務官又は司法警察職員がする2 (1)の命令について準用するものとする。

5 不服申立て

- (1) 裁判所がした1 (1)の命令又は4 (1)の複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する決定に対しては、抗告をすることができるものとする。
- (2) 1 (3)により裁判所と同一の権限を有する裁判官がした1 (1)の命令又は4 (1)の裁判に対しては、準抗告をすることができるものとする。
- (3) 検察官、検察事務官又は司法警察職員がした2 (1)若しくは(3)の命令又は4 (2)において準用する4 (1)の処分に対しては、準抗告をすることができるものとする。

6 罰則

- (1) 正当な理由がなく1 (1)又は2 (1)の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処す

るものとする。

- (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(1)の罰金刑を科するものとする。

7 その他所要の規定の整備

【検討課題】

(1) 捜査機関による電磁的記録提供命令

- ① 被処分者に対し、記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法による場合に、記録媒体は被処分者が選択するものとするか。捜査機関が記録媒体を指定するものとする場合、指定することができる範囲について司法審査を経るものとするを要するか。
- ② 2(3)の命令（秘密保持命令）をすることができるものとするか。

(2) 命令に違反する行為についての罰則

- ① 1(1)又は2(1)の命令（電磁的記録提供命令）を受けた者がこれに違反した場合について、刑事罰を設けるか。法定刑はどのようなものとするか。当該行為が法人の業務に関してなされた場合には、当該法人も罰するものとするか。
- ② 2(3)の命令（秘密保持命令）を受けた者がこれに違反した場合について、刑事罰を設けるか。法定刑はどのようなものとするか。当該行為が法人の業務に関してなされた場合には、当該法人も罰するものとするか。

(3) その他

第 1 - 4 電子的方法による証拠開示等

1 証拠となる電磁的記録の閲覧等の機会の付与

- (1) 刑事訴訟法第 299 条第 1 項の証拠書類又は証拠物が電磁的記録をもって作成されたものであるとき又は電磁的記録が記録された記録媒体であるときは、同項の規定による閲覧する機会の付与は、相手方に対し、当該電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴する機会を与えることによりするものとする。
- (2) ア 刑事訴訟法第 316 条の 14 第 1 項第 1 号の証拠書類又は証拠物が電磁的記録をもって作成されたものであるとき又は電磁的記録が記録された記録媒体であるときは、同号の規定による閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、当該電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴する機会を与えることによりするものとし、同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、その内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、又はこれが出力された書面を得る機会を与えることによりするものとする。
- イ 刑事訴訟法第 316 条の 14 第 1 項第 2 号の供述録取書等が電磁的記録をもって作成されたものであるとき又は電磁的記録を記録した記録媒体であるとき（当該供述録取書等を閲覧させることが相当でないと認めるときを除く。）は、同号の規定による閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、当該電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴する機会を与えることによりするものとし、同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、その内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、又はこれが出力された書面を得る機会を与えることによりするものとする。
- ウ 刑事訴訟法第 316 条の 14 第 1 項第 2 号の規定による証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、これに代えて、当該要旨を記録した電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧する機会を与えることによりすることができるものとし、同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の

付与は、これに代えて、その内容が表示されたものを閲覧し、かつ、当該電磁的記録を複写し、又はこれが出力された書面を得る機会を与えることによりすることができるものとする。

エ ウの場合においては、刑事訴訟法第316条の14第1項第2号の規定による開示をしたものとみなすものとする。

(3) 刑事訴訟法第316条の15第1項又は第316条の20第1項の規定による開示をすべき証拠が電磁的記録をもって作成されたものであるとき又は電磁的記録が記録された記録媒体であるときにおけるこれらの規定による開示についても、(2)アと同様とするものとする。

(4)ア 刑事訴訟法第316条の18第1号の証拠書類又は証拠物が電磁的記録をもって作成されたものであるとき又は電磁的記録を記録した記録媒体であるときは、同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、当該電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、又はこれが出力された書面を得る機会を与えることによりするものとする。

イ 刑事訴訟法第316条の18第2号の供述録取書等が電磁的記録をもって作成されたものであるとき又は電磁的記録を記録した記録媒体であるとき（当該供述録取書等を閲覧させることが相当でないときを除く。）は、同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、当該電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、又はその内容が再生されたものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、又はこれが出力された書面を得る機会を与えることによりするものとする。

ウ 刑事訴訟法第316条の18第2号の規定による証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、これに代えて、当該要旨を記録した電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し、かつ、当該電磁的記録を複写し、又はこれが出力された書面を得る機会を与えることによりすることができるものとし、この場合においては、同号の規定による開示をしたものとみなすものとする。

2 証拠の一覧表に記載すべき事項の電子的方法による提供

刑事訴訟法第316条の14第2項の規定による一覧表の交付は、これに代えて、同条第3項の記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することによりすることができるものとし、この場合においては、同条

第2項の一覧表の交付をしたものとみなすものとする。

3 その他所要の規定の整備